

(仮称)手話言語等の普及の促進に関する条例の制定の必要性について

現状と施策の展開

(現状)

- 明治13年イタリア・ミラノの国際会議で口話法の優位が宣言されて以降、平成18年の国連における障害者権利条約の採択まで、手話は法律上、言語として認められておらず、聾学校においても、口話法を中心とした授業が実施されてきた。
- 平成23年障害者基本法の改正により、我が国においても、手話が言語として位置付けられた。
- 聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段の活用という中で、手話は、平成10年代に入り、聾学校等の教育現場にも取り入れられてきている。
- 聴覚障害者のうち、2割近く(18.9%)がコミュニケーション手段の一つとして手話を使用しており、約3割(30.2%)が筆談・要約筆記を使用している(平成18年度厚労省調査)。
- 障害部位別の身体障害者手帳所持者数は、平成25年度末現在、音声・言語・そしゃく機能2,448人、障害、聴覚・平衡機能障害12,661人、計15,019人となっており、手話を使用している人数は、約3,000人、筆談・要約筆記を使用している人は約4,500人と推計される。

(施策の展開)

- 第5次障害者基本計画において、手話通訳等の人材育成の充実の方向性を示している。また、28年4月からの障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的な配慮としての意思疎通事業の強化等、実情に合わせた対応を進める方向を示している。市町村への支援についても実施していく方向を示している。
- 平成21年に千葉県は、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定し、県の各機関が行うべき配慮の指針を明確し、県の期間での実施、市町村や関係機関等への周知普及を進めている。
- 県立千葉聾学校においては、手話、音声や文字、キュードスピーチなど様々な手段を活用して学習が進められており、高等部の授業は基本的に手話で行われている。教員についても手話の取得に努めている。
- 県事業として、手話通訳者・要約筆記者等養成事業を行っている(平成26年度末手話通訳者220名登録・要約筆記者46名・要約筆記奉仕員135名)。意思疎通支援者派遣事業を実施している(平成26年度手話通訳312回 要約筆記奉仕員140回)。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行っている(平成26年度末163名登録)。通訳・介助員の派遣事業も千葉市、船橋市、柏市と共同で実施している。(平成26年度延べ1237回)
- 県では、「災害時要援護者避難の手引き」を作成し、災害時における情報保障、コミュニケーション手段等の対応方針を示している。
- また、緊急時における警察、消防への通報手段として、FAXやメールを使用した通報システムが運用されている。



課 題

- 一般的に手話が言語として認識されておらず、手話に対する理解が進んでいないことから、教育の現場等で手話等に関する理解を深めていく必要がある。
- 聴覚障害者の情報保障体制を確立していく必要がある。
 - ・手話通訳者、要約筆記者等の養成（待遇の改善等も含む）が急務となっている。
 - ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣に関して、市町村間において格差が生じている。
 - ・都道府県間のコーディネート機能を確立していく必要がある。
 - ・災害時に聴覚障害者は情報弱者となりやすいことから、災害時における的確かつ迅速に受け手、送り手としての情報保障体制を確立する必要がある。
 - ・急病時や犯罪被害にあった場合など、突発的な事象が起こった際の情報保障体制を確立していく必要がある。



情報保障・意思疎通手段としての
手話言語等の普及の促進のために

聴覚障害者の方々との意見交換の中での、
情報保障体制整備への切実な多くの声を受けて

条例制定による施策・事業の推進

手話が言語であることを明確に認識し、手話等の普及促進に関する基本的な事項を定めるとともに、手話等を活用した聴覚障害者の情報の受信及び発信に関して、県、市町村、県民、関係機関、事業者等の責務及び役割を明確化し、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者が共生することのできる地域社会の実現及び聴覚障害者の自立と社会参加に寄与することを目的として、条例を制定する。